

## 廿日市市移動円滑化基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき，また，廿日市市移動円滑化基本構想に即して，JR宮内串戸駅周辺重点整備地区及びJR阿品駅周辺重点整備地区の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 第1 JR宮内串戸駅周辺重点整備地区

##### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）

- (1) 都市計画道路宮内串戸駅通線（道路整備計画区間）
- (2) 都市計画道路地御前串戸線（道路整備計画区間）

##### 2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

###### (1) 都市計画道路宮内串戸駅通線

- ・実施事業内容 交通規制（横断歩道等）の見直し，道路標識等の高輝度化，大型化
- ・事業予定期間 道路整備完了予定年度

###### (2) 都市計画道路地御前串戸線

- ・実施事業内容 交通規制（横断歩道等）の見直し，道路標識等の高輝度化，大型化
- ・事業予定期間 道路整備完了予定年度

###### (3) 上記(1)，(2)の道路の区間

- ・実施事業内容 歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
- ・実施予定期間 随時

#### 第2 JR阿品駅周辺重点整備地区

##### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）

###### (1) JR阿品駅から廿日市市高齢者ケアセンターまでについての道路の区間

- ア 市道 阿品駅通り線
- イ 市道 下田尻線
- ウ 市道 田尻12号線

###### (2) JR阿品駅から広電阿品駅及び商業施設までについての道路の区間

- 市道 沖山田尻線

##### 2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

###### (1) JR阿品駅から廿日市市高齢者ケアセンターまでについての道路の区間

###### ア 市道 阿品駅通り線

- ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
- ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

###### イ 市道 下田尻線

- ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
- ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

ウ 市道 田尻12号線

- ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
- ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(2) JR阿品駅から広電阿品駅及び商業施設までについての道路の区間

市道 沖山田尻線

- ・実施事業内容 道路標識等の高輝度化
- ・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(3) 上記(1),(2)の道路の区間

- ・実施事業内容 歩道上,横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り,違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
- ・実施予定期間 随時

第3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

1 高齢者,身体障害者,地域住民等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては,高齢者・身体障害者関連団体の代表者,地域住民,その他道路利用者等の意見聴取に努める。

2 高齢者,身体障害者等への情報提供

音響信号機,歩行者青時間延長信号機については,その旨がわかるよう表示板を設置するとともに,押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

3 関係機関との連携の強化

廿日市市と定期的に事業の検討及び点検を行う。

4 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の改良・高度化の整備に当たっては,周辺信号機との系統制御を確保する。

また,交通規制の見直しに当たっては,周辺の交通規制との整合を図り,交通流の整序化を図られるよう配慮する。

5 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の実態の把握,広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して,重点的かつ計画的に実施する。